株式会社 商工組合中央金庫 株式会社 り そ な 銀 行

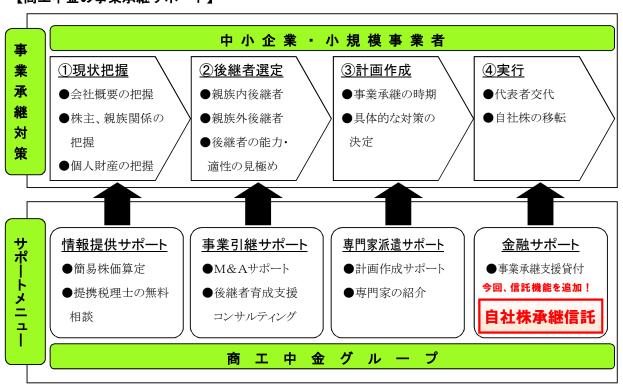
商工中金における「自社株承継信託」の取扱開始について ~信託業務に関する提携関係の強化~

商工中金(社長 杉山 秀二)とりそな銀行(社長 東 和浩)は、信託代理業務に関する 提携関係を強化し、本日より、商工中金における「自社株承継信託」の取扱いを開始いたし ます。

「自社株承継信託」とは、企業オーナーが経営権を引き続き確保しながら、財産権を後継者に早期に承継することを目的とした、りそな銀行独自の信託商品です。

商工中金は「自社株承継信託」を信託契約代理業務の取扱業務のメニューに加えることで 増加する事業承継に関する取引先企業のニーズへのサポート体制を強化いたします。

【商工中金の事業承継サポート】



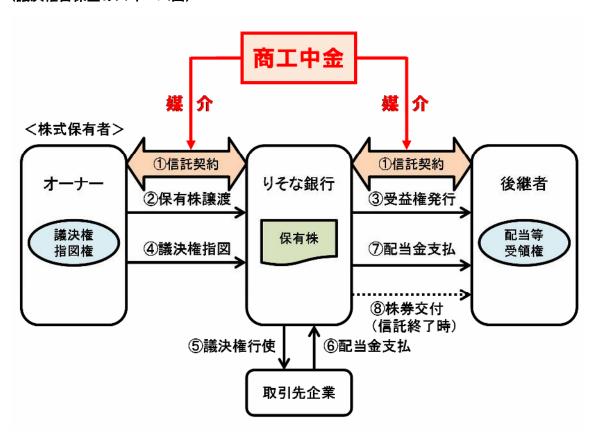
以上

【自社株承継信託の概要と対応ニーズ】

スキーム	概要	対応ニーズ
議決権留保型	経営権は企業オーナーが保有し、財	「後継者に財産権を早期に贈与し、経営
	産権を後継者に贈与するスキームで	権を保有しつつ後継者を育成したい」と
	す。	いうニーズに対応します。
受益権譲渡型	経営権は企業オーナーが保有し、財	「財産権を後継者と売買することで譲渡
	産権は後継者と売買し譲渡するスキ	し、経営権を保有しつつ後継者を育成し
	ームです。	たい」というニーズに対応します。
議決権第三者指図型	持株会社等が保有する株式につい	「持株会社等の保有する株式について、
	て、経営権は企業オーナーに残しつ	経営権は確保したい」というニーズに対
	つ、財産権は持株会社等に移転する	応します。
	スキームです。	
遺言代用型	万が一の事態に備え、企業オーナー	「遺産分割協議等に左右されることなく、
	があらかじめ株式の交付先を定め、	自社株式を後継者に承継させたい」とい
	相続発生時に株式を交付するスキー	うニーズに対応します。
	ムです。	

^{※「}自社株承継信託」のご利用に際し、りそな銀行の受託審査があります。審査の結果次第ではご希望に添えない場合がございます。

(議決権留保型のスキーム図)



※ 商工中金は、りそな銀行の信託契約代理店の立場で「自社株承継信託」のご案内をいたします。 ご利用にあたっては、りそな銀行と信託契約をご締結いただきます。